

第43回・第4期第1回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	令和元年10月23日（水）18：30～20：30
開催場所	宝塚市役所3階 特別会議室
次 第	1 開 会 2 辞令の交付 3 市長挨拶 4 委員及び事務局の紹介 5 議事 (1) 会長、会長代理の選出 (2) 協働のまちづくり促進委員会（第42回・第3期第23回）議事録 (3) 審議経過及び今後の取り組み予定について (4) 会議の進め方について ア 部会の設置について イ 作業班への参加について (5) 新たに制定する条例の内容等について ア 作業班からの報告 イ 素案修正案について ウ 宝塚市自治会ネットワーク会議からの条例素案に対する質問への回答について 6 その他 (1) 令和元年度宝塚市協働の指針市民説明会について (2) 今後の会議日程調整について 7 閉 会
出席委員	久会長、足立委員、飯室委員、成瀬委員、加藤委員、喜多委員、松川委員、沖野委員、田中委員、中山委員、中川委員、檜垣委員、牟田委員、西田委員、永崎委員、小西委員
開催形態	公開（傍聴人1人）

1 開会

事務局から、本日の出席者は16名、欠席者は3名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は1名であることを報告した。

2 辞令の交付

宝塚市長から各委員に委嘱又は任命に係る辞令を交付した。

3 市長挨拶

宝塚市協働のまちづくり促進委員会（第4期）の初回の会議の開催に当たり、宝塚市長が挨拶を行った。

4 委員及び事務局の紹介

出席した委員及び事務局が自己紹介を行い、欠席した委員については事務局から紹介した。

5 議事

(1) 会長、会長代理の選出

会長の選出については、委員から推薦があり全委員が承認したので、久委員が会長に就任することとなった。

会長代理については、久会長が檜垣委員を指名したので同委員が会長代理に就任することとなった。

(2) 協働のまちづくり促進委員会（第42回・第3期第23回）議事録

内容が確認され、議事録とすることが承認された。

(3) 審議経過及び今後の取り組み予定について

宝塚市協働のまちづくり促進委員会第3期まとめ及び条例策定スケジュールに沿って、これまでの審議経過を事務局から説明した。

(4) 会議の進め方について

会議の進め方について、以下のとおり審議が行われた。

【部会の設置について】

ア（会長）部会の設置について、質問や意見はあるか。

イ 条例が一段落した段階で、第4期への申し送り事項として挙げられている「(3) 市民活動団体、様々な団体との協働やその仕組みについて検討を行う。」について検討を進めることはできないか。

ウ（会長）第3期当初にも、特に行政との協働のあり方を集中的に議論したいという話があったが、いったん止めさせていただいていた。第4期で議論ができればと思う。

エ 条例の策定は第一優先だと考えているが、逐条解説の作成はいつから作成するのか。

オ（事務局）修正案が固まった段階で、令和2年1月～3月に作成するパブリック・コメント案と同時期に作成したいと考えている。

カ その場合は作業班で検討を進めていくことになるのか。

キ（事務局）作業班の皆さまと検討を進めたいと考えている。

ク（会長）策定スケジュールを見ると、3月までは条例の議論を行うことになっている。

4月以降に仕組みづくり部会とマニュアル部会を設置し、議論を進めていくという手もある。年度の区切りとして、3月末までは条例の話、4月以降は第4期としての新たな検討事項を進めてはどうか。また、それぞれの部会で集中的に議論するとともに、適宜全体会で情報共有を図ってはどうか。

【作業班への参加について】

ア（会長）第3期まで作業班に関わっていただいた方に、第4期も答申ができるまで継続して作業班へ参加いただいてはどうか。

イ（会長）異論がないようであれば、第3期まで作業班に関わっていただいた方にも、引き続き作業班に参加していただく。

(5) 新たに制定する条例の内容等について

【作業班からの報告】

事務局より、10/16（水）に行われた作業班において、（仮称）宝塚市協働のまちづくり推進条例素案修正案及び宝塚市自治会ネットワーク会議からの条例素案に対する質問への回答（案）、令和元年度宝塚市協働の指針市民説明会について意見交換等を行った旨報告した。

【素案修正案について】 および【宝塚市自治会ネットワーク会議からの条例素案に対する質問への回答について】

事務局より、配布資料に基づき説明を行った。意見の内容は以下のとおり。

ア（会長）文章が通りやすいように修正したとのことだが、質問や意見はあるか。

イ これは文章の修正であるとのことだが、この修正案は改めて説明するのか。

ウ（事務局）現在、素案を提示し説明した際にいただいたご意見をもとに、修正を行っている。素案の修正案について、促進委員会の中で11月～12月にかけて審議し、改めて団体の皆さまに説明したいと考えている。

エ この修正案は、自治会の連合体などから出た意見を全て加味したものであるということか。

カ（事務局）いただいた意見を加味し、現在修正を加えている。

キ（会長）条例修正案に対するご意見をいただく機会として、12月から1月にかけて意見交換を行い、再度いただいたご意見をもとに、パブリック・コメント案をまとめていきたいというものである。現在、いただいた意見をもとにまだ修正を重ねている状態であり、一定意見が出てきた段階で、再度この委員会の場で諮らせていただくというものである。

ク この修正案は作業中であるということか。

ケ（事務局）その通り。

コ（会長）この条例案は誰が作っているのかという話があるが、作業班を中心に促進委員会の委員が一緒に作成している。この委員会は様々なことを考え決めていくために、皆で動いていくということが原則となっている。宝塚市自治会ネットワーク会議への回答については、今回は中間段階の内容であるため、回答の取りまとめを引き続き進めていただきたい。

サ 作業班では、各団体からの意見だけではなく、市の法制担当にも確認してもらいながら、条例として正しい言葉にするための修正を行っている。たとえば、条例の中で「活きる」という表現を「生きる」に修正したが、これも市の法制担当と市が協議を行った結果を作業班へ持ち帰り一緒に検討している。

シ（会長）第4期委員の中で、作業班に加入したいという方がいれば積極的に関わっていただければありがたい。

6 その他

(1) 令和元年度宝塚市協働の指針市民説明会について

事務局より、市民説明会の概要について、配布資料に基づき説明を行った。意見の内容は以下のとおり。

ア 10月に中央公民館で開催された市民説明会への参加者には、まちづくり協議会で活動している当事者が少なかった。積極的に声をかけていかなければ参加していただけないのではないかと感じる。

イ（事務局）引き続き、まちづくり協議会や自治会の皆さまへの周知に努めていくので、ぜひ委員の皆さまにもご協力をお願いしたい。

ウ（会長）積極的に周りの方にお声掛けをしていただきたい。

エ 市民説明会がどれだけ重要かということを考えれば、内容等をより充実させなければいけないのではないかと感じる。来年度は予算をしっかりと取って開催できないかと感じる。

オ（事務局）より大きな規模でという観点も大切だと考えているので、来年度の開催については皆さまに相談しながら一緒に考えていきたい。

カ（会長）市民説明会は我々が主催をしているが、それぞれの地域に出向き出前講座などを行うことにより、さらに参加者も増えるのではないかと感じる。

キ 委員会で話をした条例の内容を、地域のまちづくり協議会で説明することができれば、浸透していくのではないかと考えている。

ク（会長）このような場に関わっていくことで当事者意識が生まれる。一人一人の意欲や意識、知識を高めていただけるのではないかと感じている。

ケ 20あるまちづくり協議会の中で、条例について説明を行ったところはその程度あるのか。

コ（事務局）地域に出向き説明を行ったのは、まちづくり協議会2か所と自治会2か所である。また、自治会の両連合体、まちづくり協議会代表者交流会、市民活動団体へも説明を行っている。

サ まちづくり協議会代表者交流会や自治会の連合体への説明の目的は、素案について理解していただくとともに、参加していただいた方が地域内で説明していただくという趣旨もあった。多くの人が説明できるような形にしていこうというのが目的である。少なくとも1回は、各まちづくり協議会や各自治会の中で説明することも必要ではないかと感じる。公民館で開催するのも一つの手だが、各自治会やまちづくり協議会の中で取り上げることも必要ではないかと感じる。

シ 市民説明会の趣旨は、協働の指針を説明するためのものであり、条例素案の説明会ではない。協働の指針の説明については、出前講座の一環として地域から要請があれば出向き説明していた。

ス 10/29（火）に第1地区・第2地区自治会連合会が合同で条例素案説明会を実施

する。

セ（会長）協働の指針市民説明会は、事例紹介及びパネルトークがメインとなる。せっかくこのような機会があるので、条例の話もさせていただきたいという趣旨である。福祉や地域の支え合いの観点で紹介される2つの事例から学んでいただいた内容を、各地域に持ち帰っていただくことにより、協働による地域福祉が広がっていけばと思う。条例の説明があるというよりも、地域福祉の事例発表があるという形で周りの方に周知いただければと考えている。

ソ 説明会ではまず条例素案の説明がなされるのか。まずは久先生による基調講演をいただき、うまくリードしていただいたうえで条例素案の説明や活動事例の紹介をしてはどうか。

タ 説明会がこのような流れになった理由はあるのか。

チ（事務局）条例素案の説明を最初に行う理由として、久先生の基調講演の中で条例ができるようになっていくのかという話に発展していただくことができれば考えていた。さらにパネルトークでは、具体的な地域の活動事例が紹介される中で、条例の策定によって地域活動がしやすくなるといった内容につながればと考えている。条例素案の説明から入ると身構える方もいるかもしれないので、条例素案説明の導入部分については、説明者と相談しながら工夫していきたい。

ツ 条例素案の説明が主であるというように聞いていた。

テ（事務局）この説明会が条例素案の説明としては一区切りになる。

ト（会長）活動をされている方は条例があろうとなかろうと取り組まれる。条例ができると活動がどうなるのかという解説を行うのが私の役割だと考えている。

ナ 地域活動をバックアップするために条例ができたという方が、話の流れとしては良いのではないか。

ニ（会長）流れの組み合わせは様々であるが、全体を見たときに、説明会に参加された方の頭に何を残したいかを考えると「福祉の進め方」を残してほしい。最後に福祉の事例を地域に持ち帰っていただくことが趣旨だとすれば、説明会の最後に福祉の事例があれば良いのではないか。

ヌ このような課題はすでに地域で取り組まれているのではないか。

ネ（会長）今回は福祉の事例を紹介するのではなく、事例が協働でどのように進められているかを知っていただくことも重要である。協働の仕組みについて、どこがポイントとなるのかを引出し、協働があることで事例の取り組みが進み、条例の策定によって地域活動がどのように進んでいくのかということについて解説を加えることができればと考えている。

ノ 会場の規模を拡大するのであれば、少なくとも4ヶ月前から話し合いをしなければいけない。市民説明会のプロジェクトチームを結成し、会議を行うと良いのではないか。

ハ（事務局）次年度は会場の規模も拡大したいので、日程を早めに決めてプロジェクトチームを立ち上げていきたい。

ヒ 条例素案の説明は説明会の導入部分である。久先生の基調講演や最後のまとめの中に生きるような形で、条例の説明ができれば良いのではないか。

フ（会長）たとえばコンサートの前に条例の説明をするなど、来場いただいた方に飽きさせないためにはどうしたら良いかを考えるのも一つの案ではないか。おそらくコンサートの来場者とまちづくりの活動者が必ずしも重なっているわけではない。様々なところにこちらから出向き、皆さまにとっても重要なことを考えていると伝える機会を一緒に作るのも大切である。

へ 人権擁護委員会は吉本興業とタイアップしていた。企業と取り組んでいる事例もある。

(2) 今後の会議日程調整について

事務局より、今後の開催日程についての説明及び1月以降の日程調整について協力の依頼。

(3) 委員より、ワンコインスタンプラリーの案内。

(4) 委員より、10/27（日）に実施されるコミュニティ末広の総合防災訓練及び11/3（日）に実施される末広小学校区人権啓発推進委員会市民集会の案内。

(5) 委員より、10/27（日）に実施される猪ノ倉山トレッキングの案内。

7 閉会

以上